

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更のお知らせ

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早目に!

■ 種別が変わるときは届出が必要です

現種別	種別の変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	勤務先
第2号	転職して自営業になった(被扶養配偶者も第1号被保険者になります)	市役所
	会社を退職して、自営業者の妻になった	市役所
	会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
第3号	夫が会社を退職した	市役所
	会社員の夫と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	夫が亡くなった	勤務先
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	
夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	配偶者の勤務先	

※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者の場合は、妻と夫を読み替えてください。

国民年金の加入者は3種別に分けられます

○第1号被保険者

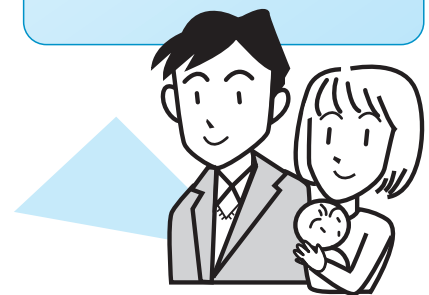
自営業、学生など(第2号・第3号被保険者以外の方)

○第2号被保険者

会社員などの厚生年金保険・共済組合などの加入者

○第3号被保険者

会社員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者



市健康増進課年金担当(市役所1階 ③番窓口) TEL 32・4120 / FAX 35・0173

通学路 緊急合同点検結果(対策案)のお知らせ

全国で登下校中の交通事故が相次いだことを受け、文部科学省に警察庁、国土交通省が協力し、交通安全の取組みが行われることになりました。

これにより、市教育委員会・市内の小学校・小松島警察署・道路管理者(徳島県および小松島市)による通学路の危険箇所を対象にした緊急合同点検が行われ、対策案などを市ホームページにて公表しています。

【お問い合わせ先】市都市整備課(市役所2階)
TEL 32・2118 / FAX 33・2104

市・県民税の年金特別徴収

市・県民税が年金より特別徴収(天引き)される方は、平成25年度の市・県民税が対象月の年金より仮徴収されます。

【仮徴収の対象月】平成25年4月・6月・8月

【仮徴収される額】平成25年2月分の年金から特別徴収された額と同額

※平成25年度分の市・県民税の年税額が仮徴収金額より少ない場合は差額を還付いたします。
※還付の対象となる方には別途通知いたします。

【お問い合わせ先】市税務課市民税担当(市役所1階)
TEL 32・3821 / FAX 33・3401